

神奈川新聞

〒220-8588 横浜市西区花咲町6-145 電話 045-411-2222

5月2日
水曜日

2001年(平成13年)
神奈川新聞社
第21165号

介護事故報告に公示基準

要稿の対象となるのは、介護実績に関する県が指定した許可したサービス事業者や市町村に登録している事業者。報告先は利用者の居住する市町村と施設が所在する市町村で、これが異なる場合も必ず両方に報告するよう求めている。

報告の範囲は、事業者側の過失の有無にかかわらず、サービスの提供に止むなく死傷事故。

利用者のけがや死亡事故。

けがの程度は原則、外部医療機関での受診を要したもとのとし、施設への送迎・通院などの間に起きた事故も範囲に含めた。

このほか、食中毒や感染症、筋肉の発生も報告する

ことだし、範囲については現在検討中。さながら職業(従業者が起こした不祥事など)、利用者の処遇に影響

された時の対応について、県は「田舎だと、事業者が市町村に行き、報告の義務を怠めた「取り扱い要領」(案)をまとめた。事故報告の範囲や手順については、国でも明確な基準を示していないため、対応がまちまちとなっていた状況を改善するのが目的。同時に、

介護保険事業者が提供するサービスが原因で起きたのがなど事業の範囲を定めた「取り扱い要領」(案)をまとめた。事故報告の範囲を定めたり、指導目的の全県会議を設置する例は全国的にも珍しいところ。

県が要領案

市町村参加し調整会議も

事業者に指導徹底

があるものについても報告を求めている。

また、手順については、電話やファックスで速やかに第一報を伝えながら、最終的に文書で報告提出する

報告書についても事故対応などがはっきり分かるよう、標準の書き式を定めた。

一方、市町村に対しても、事故対応が不足しているなどのケースでは事業者に指導を行なうことや、定められた人間が配置されていない、といった指定基準違反の恐れがあるときは、真に報告することを求めていた。

同様は「事業者が事故の標準を適用する方法で明らかにすること」は、利害者・家族との協調関係を強く上げるために開かれる指導調整会議で検討を進めていた。

要領は、横浜市内で千百件に亘る指導調整会議の初会合の場で公表後、市町村を通じて各事業者を指導する予定。

から、県内全国自治体が参加する介護保険の会議を通じて検討を進めていた。

要領は、横浜市内で千百件に亘る指導調整会議の初会合の場で公表後、市町村を通じて各事業者を指導する予定。

不可欠で、ひいてはサービスの質の向上にもつながる」と話す。一方、「

このため、事業者については「高齢者が自分でできるところを援助しておるので、これが過失はない。だから事故とほいえね」となど、事業者をして報告せず、後でその家族とトラブルになる例が見られたり、市町村からは県に報告事例にあたるのかなどの問い合わせも寄せられていた」という。

例えば、県と国が今年三月、是正改善指導を行った横浜市内の民間グループホーム(痴呆対応型共同生活介護事業所)のように、入所しているお年寄りのけがに対する不適切な対応などが対象となり、県は昨年

県介護国民健康保険課によると、介護保険について用が示した運営基準では、利用者に事故が起きた場合、事業者は市町村や利用者の家族、ケアマネジャーとも起きており、県は昨年